

第3次障がい者福祉計画の実施状況について

資料6

施策分野	施策	施策内容	実施状況
(1)啓発・相互理解の促進			
①広報・啓発活動の推進			
		<p>広報紙やホームページ、ポスター、寒川町地域自立支援協議会で作成したリーフレット等を通じて、情報提供に努め、障がい特性及び障がいのある人や障がい福祉に対する町民の理解を深めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいの理解を深めるためのポスターやリーフレットを作成、公共施設や町内事業所へ配布。当事者団体の展示即売会において啓発を行う。平成27年度より展示即売会は年2回実施している。</li> <li>障害者週間に各福祉団体の活動等を町広報で周知。</li> <li>ホームページの随時更新。</li> </ul>
		<p>町民からの要請に応じ、障がいをテーマとした出前講座を実施します。</p>	<p>親子の会等当事者団体からの要望により、障がい福祉サービスの利用の仕方などの出前講座は行っているが、当事者団体以外からの要請はなかった。</p>
②障がい特性及び障がいのある人に対する理解の促進			
		<p>障がい者団体と協力し、障がいのある人が作った手作り品等を庁舎内で展示することにより、町民とのふれあいの場を提供し、障がい者理解の促進を図ります。また、「障害者週間」を中心に障がい者団体等と連携し、作品展示会や販売会を実施しています。これらを引き続き推進していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者週間に町役場本庁舎等で寒川町事業所連絡会主催による町内事業所の作品等の展示即売会を実施。平成27年度より年2回実施している。</li> <li>自閉症児者の作品展を町役場1階で毎年1月下旬に開催。</li> </ul>
		<p>障がい特性及び障がいのある人に対し関心と理解を深めるため、広報紙の活用やリーフレットの配布等をし、障がいに対する理解を深める啓発活動を行っています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者週間に展示即売会を実施。</li> <li>町広報に障害者週間について掲載、障がいに対する理解を周知した。</li> </ul>
③ボランティア活動の支援			
		<p>町社会福祉協議会が行っているボランティア活動の状況等について情報収集に努め、広報紙や障がい福祉ガイドブック、ホームページを通じて、ボランティア活動の紹介、募集、講座の案内等をし、障がいのある人をはじめ、広く町民に対してボランティア活動の内容や実態に関する情報提供を行っていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会の実施するサポートさむかわを障がい福祉ガイドブックに掲載。</li> <li>福祉課窓口において、相談の内容によりボランティア活動について紹介、社会福祉協議会に繋ぐ等情報提供を行っている。</li> </ul>
④権利擁護体制の周知			
		<p>施設入所者や入院している人、各種契約行為等をするのが困難な人に対し、成年後見制度を利用できるよう関係機関と連携するとともに、後見人等の報酬や申立て費を助成する成年後見制度利用支援事業を推進していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活自立支援事業については、相談があった場合や金銭管理の必要性がある状況の時に紹介、町社会福祉協議会と連携を図っている。</li> <li>かながわ成年後見推進センターについては、障がい福祉ガイドブックに掲載し、情報提供。</li> </ul>
		<p>成年後見制度については制度や手続きが煩雑で、わかりにくいとの意見が多いことから、身近な場所での相談として、引き続き、相談員(行政書士)による成年後見相談を実施していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度については、平成27年度より、社会福祉協議会により町内在住者を対象に成年後見制度に関する様々な相談に行政書士が応える相談を月1回、1人一時間の相談枠を2枠実施。平成27年度は相談件数11件、平成28年度は13件の実績。</li> <li>普及啓発活動としては、平成27年度に500枚の案内チラシを作成、窓口等で配布した。</li> </ul>
		<p>平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に伴い、障がいのある人への虐待を発見した場合には、通報・届出をすることが義務付けられ、福祉課に虐待防止センターを設置しています。同センターが通報届出窓口となっており、適切な対応を図っていますが、同計画の策定に関するアンケート結果より、同法の趣旨・目的の認知が十分になされていない状況にあるようです。同法の適切な運用のため、周知の推進を図ります。 また、緊急時に一時保護が必要な場合に備えて、居室の確保にも努めてい</p>	<p>町のメール配信サービスやTwitter、町広報誌により周知を図った。また、緊急一時保護の居室を確保した。</p>

施策分野	施策	施策内容	実施状況
(1)啓発・相互理解の促進			
	④権利擁護体制の周知	平成28年4月の障害者差別解消法の円滑な施行に向けて、同法に規定される基本方針に基づき、法の趣旨・目的等に関する広報啓発活動等に取り組みます。 また、同法の施行後において、規定される基本方針に基づいて、適切な運用及び障がい理由とする差別の解消の推進に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法に関するリーフレットを作成し、町ホームページでPRを実施。</li> <li>・庁内では、27年度に町職員(全職員)を対象に差別解消法についての研修を実施し、28年度は新採用職員対象に研修を実施した。</li> <li>・寒川町差別解消地域支援協議会を設置するとともに、「寒川町障がい理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定(29年4月1日施行)した。</li> </ul>
(2)生活支援			
	①身近な相談窓口の充実	相談支援を適切に実施していくために、担う人材の育成や相談支援に関する周知を図ることで相談支援事業を充実させ、障がいのある人のニーズに応じたサービスが提供できるよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口での相談に対し、ニーズや必要に応じて相談支援事業所の紹介した。</li> <li>・町内の保育園や小学校に訪問し、相談支援に関する周知を図った。</li> <li>・町内事業者に対し、相談支援専門員の研修の周知を図っている。</li> </ul>
		障がいのある人やその家族が、民生(児童)委員や委託相談支援事業者の相談・支援活動内容を知ることができ、利用しやすいような環境づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員に障がいのある方の家に定期的に訪問をしてもらう見守りをしてもらっている。</li> <li>・平成24年度に町内の信用金庫と地域の見守りに関する協定を締結し、現在も見守り体制づくりを行っている。</li> </ul>
		町では、障がいのある人が気軽に立ち寄れる場所として、町内の福祉事業所に対して、「はっとすペース」の登録を推進しています。地域生活を送る上での不安の軽減を図るとともに、本人の実情に即した新体制のネットワークの確立に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の福祉事業所に対し、事業所が開所する際にははっとすペースの趣旨を説明、登録するよう促している。</li> </ul>
		専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口に精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度より精神保健福祉士を配置し、相談支援の充実を図った。</li> <li>・平成29年4月に相談支援事業所を1箇所増設したことにより、北部地域にお住まいの方も相談しやすくなりました。</li> </ul>
		介護保険制度と障がい福祉サービス等をはじめとする障がい者施策との調整やケース会議等を通じて関係機関との連携強化を図り、的確な相談と援助、サービスへのつなぎ機能の充実を図ります。	介護保険主管課と連携し、介護保険で対応できないサービスや補装具などについては障がい福祉施策で対応するなどの調整を行っている。
	④権利擁護体制の周知	専門性が求められる多様な相談内容に応じられるよう、児童相談所、茅ヶ崎保健福祉事務所、総合療育相談センター、発達障害支援センター「かながわA」※等の各機関と連携を図り、相談体制を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケース会議等を通じて関係各課との連携強化を図り、的確な相談と援助、サービスへのつなぎ機能の充実を図ります。</li> <li>・ケースに応じて関係機関とは連携を図り、対応をしている。</li> </ul>
(2)生活支援			
	③地域自立支援協議会の強化	地域自立支援協議会の機能を強化し、地域の関係機関によるネットワークの構築や地域の実態や課題等の情報を共有し、社会資源の開発・改善等、障がいのある人のニーズの実現に必要なことについて協議・検討していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法の施行(平成29年4月1日)にあわせ、地域自立支援協議会に寒川町差別解消地域支援協議会の機能を付加した。</li> </ul>
	④障がい福祉サービスの充実	訪問系サービスについては、平成26年4月より重度訪問介護の対象者の拡大、アンケートによる利用意向の調査結果から今後もサービス利用が増加すると見込まれます。これらは人の居宅生活を支えるサービスとなるため、必要なサービス量の確保とともに障がい特性に応じた適切なサービスが提供できるよう働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施計画にあたる「第3期障がい福祉計画」にサービスの見込量を位置づけ、確保に努めている。</li> </ul>

施策分野	施策	施策内容	実施状況
(2)生活支援			
④障がい福祉サービスの充実			
		日中活動系サービス(生活介護、就労移行支援、就労継続支援(A・B型)等)は、日中活動の場のみではなく、社会参加の場として重要な役割を果たしています。サービス提供事業所と連携し、適切なサービス量が確保できるよう努めます。	・関係機関と連携を図りながら、対応をしている。 ・平成25年1月より社会福祉法人※へ働きかけ、町総合体育館内に就労継続支援B型事業所「ほっとカフェつくし」をオープン。現在も営業している。
		居住系サービス(共同生活援助・施設入所支援)においては、アンケートによる利用意向の調査結果から、多くの利用希望が伺えます。施設入所については、グループホームの入居等地域移行と地域定着を進めるとともに、入所による支援が望ましい障がいのある人については必要な入所先の確保や入所の継続を行います。	施設入所者のうち、平成29年度に1名地域移行(グループホームへの入居)を行っています。入所による支援が望ましい方については、引き続き入所先の確保や継続を行っています。
		医療的ケアなど特別な配慮が必要で、サービスを利用することが難しい場合や緊急にサービスを利用することが必要になった場合に地域の中で対応できる体制づくりをめざし、短期入所を提供できる拠点事業所を、引き続き湘南東部保健圏域に配置してまいります。	障がい福祉サービス地域拠点事業所配置事業を平成26年度から実施。平成28年度の利用実績は延べ14名、68日間(登録者数:1名)。今後も実施していく。
		平成25年度4月1日の障害者総合支援法の改正に伴い、障がい福祉サービス等の対象に難病患者がなりました。制度の周知とともに、病状の変化や進行等に配慮した適切なサービス量が確保できるよう努めます。	年1回発行している寒川町障がい福祉ガイドブック内において、対象となる難病一覧及びサービスの種類等を掲載し周知を図り、サービスの確保に努めている。
		相談支援専門員が、一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、適切に利用できる利用サービスの種類、内容等を定めたサービス等利用計画を適切に作成できる体制に努めます。	相談支援専門員資格の取得について、神奈川県にて行われる研修を各事業所等に周知し、相談支援専門員の確保に努めている。平成29年7月現在、町委託相談に従事している者も含め、計10名の資格所有者が町内の相談支援事業所に在籍している。
⑤地域生活支援事業の充実			
		相談支援事業所については、今後想定される障害者手帳所持者の増加に合わせて、委託相談支援事業所の設置数も含めて、適切な相談支援体制の整備に努めます。	障がいの相談増に対応するため、平成29年4月より町内の委託相談支援事業所を1か所増やし、計2か所での運営とした。
		その他の地域生活支援事業(相談支援事業以外)については、利用者のニーズを踏まえながら、各事業におけるサービス量の確保に努めます。	・実施計画にあたる「第3期障がい福祉計画」にサービスの見込量を位置づけ、確保に努めている。
⑥スポーツ・レクリエーション・文化活動等の充実			
		スポーツ・レクリエーション・文化活動へ障がいのある人の参加を促進します。また、障がいのある人が利用しやすい環境を整備する観点から、手話通訳者・要約筆記者の派遣の充実を図ります。	・県障害者スポーツ大会及びスポーツ観戦の参加者取りまとめ。借上バスでの送迎。 ・手話通訳者※、要約筆記者については、個人の派遣依頼の他、町主催の講演会等事業にも派遣、情報保障を図った。 平成28年10月10日(月・祝)に開催された「さむかわスポーツデイ2016」において、パラリンピックの競技種目である「ボッチャ」を実施した。 ボッチャ参加者数・・・105名
		町が行う各種行事やイベントにおいて、障がい者団体が参加できるよう、環境整備に努めます。 また、障がいのある人が参加できるスポーツ教室や地域交流行事等に参加できるよう、町社会福祉協議会等と連携し、支援します。	・産業まつりの申請窓口として福祉課が役割を担っている。 ・卓球教室を継続的に開催。 障がいのある方でも行える「フライングディスク教室」を実施した。 H27年度・・・10月から3月まで計6回実施、参加者数計13人×6回=78人 H28年度・・・10月から3月まで計6回実施、参加者数計23人×6回=138人

施策分野	施策	施策内容	実施状況
(3)生活環境			
①多様な住まいの確保			
		障がいのある人が安心して地域生活が送れるよう、町内にグループホームを新規設置する事業者に対し、備品購入費の一部助成及び設置にあたっての相談、調整等の支援を行います。	新規グループホームの相談があった段階から、新規設置に対する備品購入費の一部助成について説明を行い、申請のための調整・指導を行った。(平成27年度実績1件、平成28年度0件)
		障がいのある人が安心して住み続けることができるよう、住宅設備改修費助成事業の継続、あんしん賃貸支援事業や住宅に関する各種制度の周知、入居手続き支援等を行う居住サポート事業を実施し、障がいのある人が住みやすい環境づくりを推進します。	住宅設備改修助成事業については介護保険にて助成が出る場合もあるため、連携を密にしなが事業を継続して行っている(平成27年度5件、平成28年度0件)。
②移動・公共交通機関等のバリアフリー化の推進			
		公共施設において、今後新たに設置する施設に対しては、車いす使用者等が利用しやすいみんなのトイレの整備を推進します。また、障がいのある人のおむつ交換のための簡易ベットの設置を推進します。	・28年度に寒川駅北口地区に新設した公衆トイレについては、県の「みんなのバリアフリー街づくり条例」に適合した施設であり、みんなのトイレを整備済み。
		音響信号の設置について茅ヶ崎警察署等関係機関と連携し、視覚障がいのある人の地域生活の安全を図るよう努めていきます。また、障がいのある人の地域生活の安全を図るため、町内の危険個所の点検を継続的に実施していきます。	・音響信号設置に依頼があった場合は、福祉課と連携し設置に努めていきます。また、障がいのある人を含めた町民全体の地域生活の安全を図るため、町内の危険箇所点検を継続的に実施しています。(実施予定)継続して実施。
③災害時の障がい者支援体制の整備			
		災害時の障がいのある人の安全を確保するため、「寒川町地域防災計画」に基づき、防災対策を推進します。また、福祉避難所の協定締結に向けて、関係機関との協議に努めていきます。	・災害時における避難施設としての施設使用等に関する協定を締結している。 <b>(実施予定)</b> あらたな協定を検討(湘風園)
		災害時に支援が必要な要援護者の名簿の作成に努めるとともに、個人情報の保護に配慮しながら地域住民により災害発生時に障がいのある人等に対し、迅速な情報提供や適切な避難・救助を含めた支援体制の確立を目指します。	平成28年7月に避難行動要支援者へ避難支援希望確認書を送付し、名簿提供の同意有無を確認。11月に同意があった要支援者分の名簿を支援関係者(自治会や民生委員)へ提供。(今後毎年1回更新した名簿を提供。) ※対象者数:1,833人 同意者:678人
		災害時に迅速に避難できるよう、広域避難所を掲載した福祉マップの内容の充実に努めます。	福祉マップをについて、毎年各事業所等の登録内容を確認・更新し、窓口配布の他、寒川町障がい福祉ガイドブックにも掲載している。
		総合防災訓練に障がいのある人も積極的に参加できるよう支援します。	・障がいのある人の防災訓練への参加を進める。町の防災対策に関して、障害者団体に町職員による講座を実施。 <b>(実施予定)</b> 平成29年度寒川町総合防災訓練
④緊急時・災害時の情報提供の充実			
		各関係機関と連携しながら、聴覚障がいのある人を対象に消防本部のファックス119番の実施や神奈川県警のファックス110番・メール110番の周知を図ります。さらに、外出先からメールを利用しての119番通報ができるように、今後、茅ヶ崎市と共同整備を進めていきます。	消防本部へのFAX通報システムについて、平成27年度より通報受付先が茅ヶ崎市消防になった経緯もあり、FAXの文面内容等団体と協議を行い、対象者に周知を図った。メール110番については平成27年度に町在住の聴覚の手帳所持者全員に説明会の案内文を通知し、周知に努めた。
		防災情報や防災無線情報をはじめ、町からのお知らせ全般をメールで配信しています。引き続き、実施してまいります。	防災情報や防災無線情報をはじめ、町からのお知らせ全般をメールで配信しています。今後も引き続き実施いたします。
		障がいのある方が安心して暮らすため、緊急時に救急隊員が迅速に救命活動を行えるよう救急医療情報キットの配布を行います。	申し込み後、民生委員が救急医療キット配布のため自宅へ訪問しています。 ※平成28年度配布数:33件

施策分野	施策	施策内容	実施状況
(3)生活環境			
	⑤見守り体制の充実	障がいのある人の地域での孤立を防ぐために、地域の団体(民生委員・児童委員、自治会、県をはじめとする関係機関等)の協力を得ながら、地域の見守り体制の充実を図ります。	民生委員児童委員の任務である、地域住民に対する的確な援助・相談・指導等の活動を行うため、研修会等の実施に対し協議会への補助を行い、民生委員児童委員の資質向上を図る。
		一人暮らしで自力移動が困難な重度障がいのある人に対し、緊急通報システムを貸与することで急病や災害時の緊急連絡体制の整備を引き続き、推進します。	・寒川町ひとり暮らし在宅重度障害者緊急通報システム事業を継続実施。
		障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、SOSネットワーク事業をホームページや広報紙、障がい福祉ガイドブックへの掲載やパンフレットの配布を行い、事業の周知を図ります。	・事業の周知については継続して実施。同時に連絡網の充実も図っている。
(4)教育・育成			
	①障がいのある児童の保育・療育・教育体制の充実	一人ひとりの障がいの特性等に応じた最適な療育・保育・教育の場の確保に向け、障がいのある児童の成長の各段階で適切な指導・相談や情報提供に努めるとともに、保育園や幼稚園、特別支援学校等の関係機関との連携を深め、一貫した支援等が受けられるよう努めていきます。	児童福祉法に基づく児童発達支援事業所としてひまわり教室の運営を行っており、保健師や子育て相談員と連携しながら事業を展開している。また、地域との連携を図るため特別支援級や作業所などとともに作品展等を開催し交流を図っている。
		一人ひとりの障がいの特性等に応じた最適な療育・保育・教育の場の確保に向け、障がいのある児童の成長の各段階で適切な指導・相談や情報提供に努めるとともに、保育園や幼稚園、特別支援学校等の関係機関との連携を深め、一貫した支援等が受けられるよう努めていきます。	・ことばの教室や教育研究室で、教育相談(随時)、就学相談(就学前)を実施。
		発達障がいに対しては、専門的な機関と連携を図りながら、自閉症スペクトラム症や学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(AD/HD)等、障がいの早期発見に努めるとともに「かながわA」と連携して適切な助言や指導が行えるよう努めていきます。	臨床心理士や保健師が専門機関と連携し相談に対応している。また、「かながわA」の研修に参加し、保健師のスキルアップに努めている。
		一人ひとりの障がいの状況に応じた指導方法や学習形態の工夫改善に努めるとともに、特別支援学校と連携し、卒業予定者に対し各種制度の情報提供を行う等進路指導の充実を図ります。	・町内在住の茅ヶ崎養護学校の生徒に対し、進路説明会において町福祉課職員が障がい福祉サービスの説明を実施。
	②障害児通所支援等福祉サービスの充実	就学前の障がいのある児童には、基本的な生活習慣の習得や環境への適応性を養う等、必要な訓練や支援を行う児童発達支援について、適切なサービス量が確保できるように努めます。	・町営の児童発達支援事業所のひまわり教室にて、月曜～金曜の9時30分～14時30分まで支援を行っている。その他町外の事業所に通う児童についても、事業所と連携を密に行い、発達状況に応じて支給量を調整するなどサービス確保を行っている。
		就学後の障がいのある児童にコミュニケーションの方法や生活能力向上のための訓練を提供する放課後等デイサービスの利用促進に努めます。	・就学時を対象とした放課後等デイサービスを提供する登録事業所は、町内の事業所はH27年度より3事業所と変更はないが、町外の事業所が増えていることもあり、利用者数もH27年度は54人で利用は15事業所、平成28年度は72人で利用は23事業所となっている。
		相談支援専門員が、一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、利用サービスの種類、内容等を定めた障害児支援利用計画を適切に作成できるように支援します。	相談支援専門員資格の取得について、神奈川県にて行われる研修を各事業所等に周知し、相談支援専門員の確保に努めている。平成29年7月現在、町委託相談に従事している者も含め、計13名の資格所有者が町内の相談支援事業所に在籍している。
		障がいのある児童の放課後や夏休みをはじめとした長期休暇時に、一時的に預かり所として利用できる日中一時支援も引き続き、実施していきます。また短期入所も同様に引き続き実施していきます。	・日中一時支援事業所による支援は継続して行っている。学齢児については個別支援計画が作成され、療育的な観点より放課後等デイサービスを中心に利用をお願いしており、同施設にて長期休暇にも対応していただいている。短期入所に関しては、七沢学園やきりりをはじめとする施設と連携し、対応をお願いするなど引き続き実施している。

施策分野	施策	施策内容	実施状況
(4)教育・育成			
	③交流教育の推進	町内の小、中学校において、障がいのある児童・生徒の社会性を養うとともに、障がいのない児童・生徒に、障がいへの理解を深める交流教育を推進します。	・特別支援学級と通常学級のある学校は交流級(音楽や美術等本人の得意な教科)や給食で交流。小学校で総合的な学習において車いす体験、アイマスク体験等を実施。
(5)保健・医療			
	①母子保健の充実	障がいの早期発見、早期療育を図るため、4か月児、お誕生日前、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査を実施し、支援を必要とする親や児童に対しては、必要に応じて健康相談や訪問指導をする等保護者の育児不安の解消をさらに図ります。	健康診査後、発達の状況などにより、親子支援の教室「あそびの広場」を実施し、継続支援を行っている。
		保健師等による「育児相談」や臨床心理士による「子どもの心の相談」を実施し、特別な支援を必要とする幼児に対しては、適切な医療や療育、福祉サービス等につなげられるよう関係機関との連携を強化します。	H27年度から、「育児相談」月2回年間24回、「子どもの心の相談」月3回年間36回に増やして実施。個別の状況に応じて、関係機関と連携して支援を行っている。
	②健康づくりの充実	健康診査及びがん検診を実施し、障がいの原因となりうる生活習慣病の予防・早期発見・早期治療に努めます。また、予防に向けた普及啓発に努めます。	健康診査(6～10月)、成人歯科健診(6～11月)、がん施設検診(通年)、がん集団検診(8回)、成人の健康診査(4回)、健康体操の日(18回/講座2回)、地域(自治会)健康教育、健康相談(通年)実施し、生活習慣病の予防等の普及啓発をした。
		在宅重度障がい者が家庭で安心して療養生活を送るようになるための支援策として、茅ヶ崎保健福祉事務所や医療機関、県等の関係機関と連携を取りながら相談支援体制の確立を図り、よりよい支援策のあり方について検討していきます。	・ケースに応じて関係機関と連携を図りながら、ケース会議を通じて情報の共有をしたり、支援方法等を検討。
	③医療費の給付・助成	自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)制度や重度障害者等医療費助成制度等の各種医療費助成制度の周知を徹底し、その利用の促進を図ります。	・手帳説明会や障がい福祉ガイドブック、ホームページで周知。対象となる障がい者の方には申請を促している。
	④精神保健福祉施策の推進	精神障がいのある人の社会復帰に向け、生活指導、社会復帰援助等について、茅ヶ崎保健福祉事務所や関係機関等の協力を得ながら、精神保健福祉士等による訪問・相談の充実を図ります。	・必要に応じて茅ヶ崎保健福祉事務所の協力を得ながら嘱託医に訪問してもらい、状態の確認をもらっている。
(6)雇用・就労			
	①就労相談窓口の充実	就労意欲をもつ障がいのある人が、その能力に応じた職場に就労できるよう、公共職業安定所や湘南障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、就労に関する相談体制の充実を図ります。	・定期的に障がい者専用の求人票をハローワークより送ってもらい、窓口で閲覧できるようにしている。 ・病状や能力、状況等に応じて、就労援助センター※と連携を図りながら、就労の相談に乗っている。その他就労系の事業所との連携を図っている。
		就労後の定着支援についても、湘南障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、就労に関する相談体制の充実を図ります。	H28年度よりハローワーク藤沢、湘南就労援助センターの協力により、町役場において、年間6回の就労相談を開始。1回あたり1時間の相談を2枠用意。H28年度は、12枠のうち9枠の相談実績があった。H29年度も継続して事業を実施中。
		現在、町内に就労に関する相談場所がないことから、身近なところで就労に関する相談ができるような体制の整備に努めます。	

施策分野	施策	施策内容	実施状況
(6)雇用・就労			
	②雇用啓発事業の充実	障がいのある人の雇用を促進するため、町内の民間企業や事業主への訪問活動等を通じ、障がい者雇用に関する啓発活動を推進します。	・平成27年度の企業訪問では、福祉課職員が同行し、啓発活動を行っていたが、平成28年度以降は当課職員のみでの訪問のため、雇用状況の把握等を主に行った。 ・「寒川町企業等の立地促進に関する条例」の適用措置を受けた企業において、新規雇用者毎に奨励金を交付しており、障害者の場合には増額することで、障がい者雇用の促進を図っている。
	③官公需における受注機会の拡大	平成25年4月より「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」の施行に伴い、障がい者就労施設等事業所連絡会に対して、物品等や役務の提供の受注機会の拡大に努めます。	・福祉課を窓口として、庁内各課に障がい者施設への業務委託への配慮をお願いしている。障害者優先調達推進法※に基づき、町は調達方針を策定し取り組んでいる。
	④福祉的就労の充実	一般就労が困難な障がいのある人に対し、就労移行支援や就労継続支援等福祉的就労の場の確保に努めます。	・障がい者の状況や障がい特性に応じて、就労移行支援や就労継続支援の事業所の見学や紹介を事業所と連携を図って実施している。
	⑤障がいのある人への情報提供の推進	湘南障害者就業・生活支援センター及び公共職業安定所と連携しながら、障がいのある人に対し、福祉課窓口で求人情報を提供し、職域の開拓を行います。	・公共職業安定所より障がい者の求人情報を送ってもらい、窓口にて公開。
	⑥職場体験事業の充実	養護学校に通っている生徒に対し、卒業後の就業実習の場を提供するため、寒川総合図書館での実習を引き続き、実施していきます。また、働きたいという意欲のある障がいのある人が、町内の企業での職場体験ができるよう、就労に向けた環境作りを進めていきます。	H27, H28年度ともに茅ヶ崎養護学校より、要望がなかったため、実習の場の提供はなかった。また、H29年度に関しては、寒川総合図書館と実施を検討中。
	⑦町職員の障がいのある人の雇用推進	町での雇用において、障がいのある人の法定雇用率の達成に努めます。	平成27年度、28年度と採用試験を実施し、応募はあったが採用に至らなかった。
(7)情報・コミュニケーション			
	①情報提供システムの推進	障がいのある人やその家族が、いつでも簡単に情報を得ることができるよう、障がいの状況に配慮した多様な情報提供の方法について検討し推進します。	・視覚障がい者には点字での通知や希望に応じてメールでやりとりを行うなど、障がいに応じた情報提供に努めている。
	②コミュニケーション手段の確保	視覚障がいのある人の情報バリアフリー化に配慮し、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの作成に努めていきます。また広報紙についても、視覚障がいのある人向けに録音テープの作成を行っています。引き続き実施していきます。	視覚障がいのある人の情報バリアフリー化に配慮し、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページ作成しています。また広報紙についても、視覚障がいのある人向けに録音テープの作成を行っています。今後も引き続き実施いたします。
		聴覚障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、手話講習会事業や登録手話通訳者等との連絡会を開催し、人材の資質向上を図ります。	・手話講習会は、5年間(5段階)の計画に沿って年間2コース、町聴覚障害者協会への委託により実施。 ・手話通訳者等との年1回ずつ連絡会・研修会を実施。通訳等のコーディネートを通じて通訳者等との連絡を密にし、資質向上を図っている。
		障がいに応じたコミュニケーション機器が給付できるよう、日常生活用具の給付を行います。	・継続して情報・通信支援用具等の給付を行っている。
	③福祉マップの配布・活用	障がいのある人が地域で安心して外出し、施設を有効に利用でき、災害時には、避難マップとしても利用できるよう、公共施設等のバリアフリー化や福祉事業所の情報を掲載した福祉マップを窓口等で配布します。	福祉マップを福祉課窓口にて配布する他、毎年発行している寒川町障がい福祉ガイドブックにも掲載し、手帳の取得時等随時説明、周知を行っている。